

eLTAX（エルタックス）にかかるお知らせ

1 eLTAX（エルタックス）を是非御利用ください！

<eLTAXについて>

- 地方税法に基づき設立された「地方税共同機構」が運営するシステムで、地方税に関する申告・届出・納付などの手続きをインターネットにより電子的に行うことができます。
- 将来的には、全ての地方税にかかる申告・申請等の手続きを電子的に行えるよう、地方税共同機構において取り組みが進められています。
- 今後、活用の幅が大きく広がる予定ですので、是非、eLTAXを御活用ください。

◆ 利用可能な手続き

- | | |
|--------------------------------|--|
| ① 電子申告対象税目 | ② 電子申請・届出 |
| ■ 法人都道府県民税 | ■ 法人設立届出や異動届出等 |
| ■ 法人事業税 | ■ 申告手続に関連した申請・届出 |
| ■ 特別法人事業税(地方法人事業税) | |
| ■ 法人市町村民税 | |
| ■ 固定資産税(償却資産) | ③ 電子納税 |
| ■ 個人住民税(給与支払報告書等)
特別徴収関連手続) | ■ 申告手続に関連した納付手続き(※)
(※)固定資産税(償却資産)を除く |
| ■ 事業所税 | |
- 地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。



◆ 給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化について

国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。



2 地方税共通納税システムについて

法人県民税・事業税については、令和元年10月からeLTAXの「地方税共通納税システム」による電子納税が可能となっています。業務効率化・事務負担軽減に繋がりますので、是非御利用ください。

また、国税についてもe-Taxにより電子納税を行うことができますので、あわせて御利用ください。

3 法人県民税・事業税の納付書様式等の送付の見直しについて

共通納税システムを利用する場合、書面の納付書が不要となることから、山口県では共通納税システムを利用された法人への納付書等の送付について、令和3年4月に見直しを行いました。

具体的には、申告時期前に送付しております納付書等の郵送物について、令和3年4月以降、共通納税システムを利用された法人については、次回の中間申告もしくは確定申告の時から自動的な送付を廃止しています。御依頼に応じて送付いたしますので、書面の納付書様式等が必要な場合は管轄の県税事務所に御連絡頂きますようお願い致します。

4 申告書様式・記載要領等のダウンロードについて

申告に必要な各種様式・届出書・記載要領は山口県のウェブサイトからもダウンロードできます。

下記URLからページ移動後、画面を下にスクロールすると「申告書・申請書・納付書等」という見出しがありますので、必要な様式等をクリックし、ダウンロードしてください。

プリントアウトした様式等については、必要事項を記入の上、管轄の県税事務所に提出してください。